

京都大学医学部附属病院規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院規程（昭和四十一年達示第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

- 2 前項のセンターに、看護実践開発センターを置く。
- 3 センター長は、看護部長をもつて充てる。
- 4 センター長は、センターの業務をつかさどる。

附則  
この規程は、平成十六年六月十五日から施行する。

（平成十六年達示第二百一十号）